

代表的な違反行為について標準的な処分内容を下記に記すが、処分を決定する場合には、形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた考慮すべき内容を的確に把握し、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮し、処分を決定するよう努める。

<各種事案に対して考慮すべき要素>

①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等）

体罰・暴力：暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等

暴言等：回数や継続性、被害者数等

わいせつ：身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等

不適切な指導：身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等

不適切会計：程度、被害額等

＊被害者が未成年の場合（加重要素）

＊長期間による違反行為や回数（加重要素）

②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係

③加害者の人数

＊多数いる場合（加重要素）

④違反行為による結果や影響

＊不適切な経理処理により被害額の程度が多額の場合（加重要素）

⑤被害者の身体的負荷の程度

体罰・暴力：暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか

不適切な指導：外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等

⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）

⑦被害者の人数、被害者のバレーボール活動への影響の程度

＊傷害等により選手生命が短縮・バレーボール活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合（加重要素）

＊後遺障害が重度（加重要素）

＊バレーボール活動の休止・停止の状況や所属チームからの退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合（加重要素）

⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯

⑨被害者の言動、態度等

⑩加害者の事後の対応

＊反省、被害者への謝罪、示談の成立、被害の弁償等（軽減要素）

⑪社会的制裁の有無

＊解雇・退職等による（軽減要素）

⑫他の違反も合わせて行った場合（併科の場合は加重要素）

表 1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為

2

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者に傷害を負わせなかった	活動停止 6 か月～1 2 か月
被害者に全治 1 か月未満の傷害を負わせた	活動停止 1 2 か月～活動停止無期限
体罰・暴力等により、	活動停止 2 4 か月～活動停止無期限
①被害者に全治 1 か月以上の傷害を負わせた	(*)
①死亡するに至らしめた ②重大な後遺障害が残る傷害を負わせた ③刑事処分をされた	永久追放 チームの登録取り消し *チームによる隠蔽並びに責任がある場合 (チームを再建し、香川県小連が認めた場合は再登録できる)

* 無期限停止は復権有り (以下同じ)

表 2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等 (以下「暴言等」) 心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
単発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	口頭による嚴重注意
暴言等を繰り返して、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	文書による嚴重注意 反省文の提出
暴言等を繰り返して、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた (加重要素)退部などバレーボール活動の中止に至らせた	活動停止 6 か月～活動停止無期限
暴言等を繰り返して ①死に至らしめた ②被害者及びその周囲の者に心身に重大な障害を与えた ③刑事処分をされた	永久追放 チームの登録取り消し *チームによる隠蔽並びに責任がある場合 (チームを再建し、香川県小連が認めた場合は再登録できる)
【本基準を準用しうる類似事案】 指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用したり嫌がらせ行為	

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす行為やわいせつな言辞（言葉・言葉遣い）、性的な内容電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動環境を悪化させるまでに至らなかった	活動停止12か月
わいせつ行為及び性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた	活動停止12か月～活動停止無期限
わいせつ行為及び性的言動を繰り返し ①死に至らしめた ②被害者及びその周囲の者に心身に重大な障害を与えた ③刑事処分をされた （加重要素）被害者及びその周囲の者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部などバレーボール活動を中止に至らせた	永久追放 チームの登録取り消し *チームによる隠蔽並びに責任がある場合 （チームを再建し、香川県小連が認めた場合は再登録できる）

表4. 指導対象者、関係者等に対する体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な不適切な指導（いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓等）やスポーツ活動

違反行為の程度・結果	処分内容
単発的、衝動的、突発的、恣意的な暴言等で偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった	口頭による厳重注意
不適切な指導を繰り返したが、被害者のバレーボール活動に支障が生じるまでに至らなかった	文書による厳重注意 反省文の提出
不適切な指導を繰り返し行い、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のバレーボール活動に支障が生じた （加重要素）被害者及び周囲の者に心身に傷害を負わせ、退部などバレーボール活動の中止に至らせた	活動停止6か月～活動停止無期限
不適切な指導を繰り返し、 ①死に至らしめた ②被害者及びその周囲の者に心身に重大な傷害を与えた ③刑事処分をされた	永久追放 チームの登録取り消し *チームによる隠蔽並びに責任がある場合 （チームを再建し、香川県小連が認めた場合は再登録できる）

表5. 所属チームにおける横領、窃取、詐欺、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理を行っていることを知っていながら適切な機関・チーム体・人物に報告しなかった	厳重注意
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②他の目的に流用した ③刑事処分をされた	永久追放